**平成２４年（フ）第７０号**
兵庫県伊丹市南野２丁目３番65―203号、前住所兵庫県伊丹市南鈴原４丁目158番地
破産者　渡辺　　満
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第９７号**
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目38番11―108号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市鴻池６丁目19番51号
破産者　有馬　勝幸
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第９９号**
兵庫県川西市一庫３丁目９番14号101、申立時の住所兵庫県川西市緑が丘１丁目26番９号
破産者　古賀　　健
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第１０９号**
兵庫県宝塚市末成町19番４号
破産者　安居　直美（旧姓中薗）
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第１２１号**
兵庫県伊丹市緑ヶ丘２丁目102番地の２
破産者　荻野佳代子（旧姓宮本）
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第１３０号**
兵庫県伊丹市西野５丁目275番地トリヴァンベール武庫川102号、前住所兵庫県伊丹市池尻６丁目187番地ファミール池尻302号
破産者　辻　　敏明
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第８９号**
兵庫県姫路市飾磨区玉地81番地２
破産者　姜福植こと姜福雄こと　小山　福雄
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第９２号**
兵庫県西脇市黒田庄町西澤204番地の33
破産者　飛田　周一
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２４年（フ）第４５号**
青森県三戸郡五戸町字沢11番地
破産者　福田　郁子
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２４年（フ）第４６号**
青森県十和田市大字洞内字井戸頭144番地23井戸頭団地６―３号
破産者　生出　弘子
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

**平成２４年（フ）第７号**
茨城県ひたちなか市湊中原12616番地２、旧住所茨城県ひたちなか市湊本町15番11号
破産者　牧野　　功
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第２１号**
茨城県小美玉市羽鳥2352番地132
破産者　小松崎悦雄
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第８３号**
石川県白山市山島台３丁目87番地
破産者　無量井　智
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第２３４号**
熊本県菊池郡大津町大字森760番地３
破産者　吉良　武俊
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２５７号**
熊本県菊池郡大津町大字真木437番地
破産者　吉良　武久
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１７号**
大分県国東市国東町田深1022番地田深第二団地７棟５号
破産者　木村　英信
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２４年（フ）第８４号**
宮崎市大塚町横立1518番地８
破産者　河野　和久
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１３４号**
宮崎市清武町船引292番地１　第１共栄レジデンス１Ｄ号
破産者　岩切　裕史
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１３７号**
宮崎市波島２丁目19番12号　山里アパート201号
破産者　樋口　雄次
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係